

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第14回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、8番 馬見新 貢 委員、9番 尻無濱 俊幸 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第14回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。8月5日に波留区公民館において、波留・遠見ヶ丘地区の農業者を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』に〇〇推進委員、〇〇委員を含む19名の関係者が参加し、話し合いが行われました。

次に、7月末から9月にかけて、市内全域において農地パトロールを実施いたしております。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第9号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)

それでは、諮問第9号につきまして説明いたします。

今回、更新10件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のた

め、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る8月8日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『主力の葉たばこは労力面を考慮し、計画的に規模縮小し、施設園芸を組み合わせ、機械化による省力化に努め、高品質生産で安定した農業経営を目指す。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『紅甘夏、大将季の果樹類を中心に、土つくりと適期管理を実施し、生産性向上に努める。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『適期管理と土つくりを徹底し、品質向上と増収対策に努める。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『澱粉用甘藷、露地野菜及び水稻を組み合わせ、土つくりと適期管理を行い、品質向上と増収対策に努める。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『〇〇畜産の預託牛の生産に取り組んでいる。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『肉用牛の一貫経営に取り組んでおり、今後は主力の肉用牛について、産肉成績能力の高い母牛を保留し、肉質の高い牛の出荷に努めたい。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『繁殖牛の生産が主力になることから、事故を抑えることと年一産を目標に、牛舎の管理、衛生管理を含め、しっかりと管理しながら安定生産を目指す。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇・〇〇（個人の連名）」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、『生産牛で年一産を目標に管理をしっかりと行い、生産性の向上に努める。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「有限会社 ○○○」です。

生産方式の合理化に関する事項については、『肥育牛の更なる経営拡大のため、増頭を目指し、経営の安定を進めたい。』となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「農事組合法人 ○○○組合」です。

生産方式の合理化に関する事項については、『受託水田の移動軽減による作業効率の向上への取組について、今後、地域での「話し合い活動」の中で進めたい。』となっています。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （園田 勇一）

資料の8ページについてであります。

個人の連名となっていますが、会社名の「株式会社 ○○○」ではないでしょうか。

農政林務課 （谷川 侑紀）

肉用牛については、「株式会社 ○○○」で、繁殖目的の肉用牛については、個人の連名と使い分けしているとのことでありました。

委員 （園田 勇一）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

議長 （田嶋 輝男）

この資料は、いつ現在で作成したものでしょうか。

と言うのが、1番の「○○ ○○」さんは、今年度で葉たばこの生産をやめるはずですが。

農業専門指導員 （新澤 章一）

「○○ ○○」さんは、たばこ乾燥機を購入されています。これが、たばこ組合を經由して購入していないか、現在確認を依頼しています。現在までに回答がないことと本人からの申請であることから、今回提案してあります。

会長が言われるとおりの、葉たばこをやめて、キヌサヤとゴーヤを生産すると聞いて

ています。

議長 (田嶋 輝男)

今後は、キヌサヤとゴーヤが主ですか。

農業専門指導員 (新澤 章一)

ハウスでキヌサヤとゴーヤを育てたいと聞いています。それと豆類について、ある程度知識があるので、乾燥機の件がはっきりしたら整理したいと聞いています。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第9号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、諮問第10号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

それでは、諮問第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和6年11月1日貸付開始分の申請であり、9月12日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地の筆数が12筆、面積12,824㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受けるもの（耕作者）は7名であり、認定農業者が5名、地域の中心的な担い手が2名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第10号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第6、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（平瀬 修治）

それでは、議案第31号について御説明いたします。

総会資料の4ページを御覧ください。

今月の農地法第3条の申請は、売買による所有権移転が1件です。

整理番号1について、地図は別添資料1ページです。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑で面積は556㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が農業廃止となり、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

申請地は、長年耕作されていないことから、取得後は、表土を入れてから耕作し、露地野菜等を栽培される計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7番 園田 勇一 委員

委員 (園田 勇一)

議案第31号に係る調査は、8月9日に「8番委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。

申請人は、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。

また、長年耕作されていない農地であり、表土を入れてから、露地栽培等を行う、耕作意思も確認しました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

所有権移転の売買とのことであり、金額が示されていますが、この金額の根拠がありますか。農地としては、かなり高額となっていると考えるため、教えてください。

事務局 (平瀬 修治)

確認を取りましたが、「双方で話し合っただけで金額を決定した。」とのことであり、それ以上は答えてもらえませんでした。

事務局 (岩崎 展幸)

現場は農振地域であります。また、現地確認の際に、将来的に宅地にする予定が

ないか確認をしましたが、「それはない。」とのことであります。さらに、農地法第3条で取得した農地については、よっぽどの理由がない限り転用ができない旨の説明をしてあります。

議長 (田嶋 輝男)
追跡調査をした方が良いと私は考えます。

議長 (田嶋 輝男)
他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第31号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第7、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)
議案第32号について、御説明いたします。
今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。
それでは、整理番号1の案件から御説明いたします。
総会資料は6ページ、地図は2ページ及び3ページを御覧ください。
本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。
申請地の位置は、市役所から南約〇.〇キロメートルの所です。
申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。
用途地域の種類は、第一種中高層住居専用地域になります。

譲受人は、本市、赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、申請地に一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は4ページ及び5ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇.〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある、「〇〇〇株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は6ページ及び7ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする賃貸借権での設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇.〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種低層住居専用地域になります。

申請借人は、本市、〇〇区で幼稚園を営んでいる「学校法人〇〇〇」です。

本件は、借人が平成21年頃から、駐車場として使用しており、このことについては、借人から「園舎で勤務する職員と保護者が利用するための駐車場として、地主の方に相談した上で利用していた。」との顛末書が提出されています。

申請地は整地され、駐車場として利用されています。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8番 馬見新 貢 委員

委員 (馬見新 貢)

議案第 32 号に係る調査結果について報告します。

調査は、8月9日に、7番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

本件は、事務局による事前調査の結果、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。

申請地は、東側及び北側、西側は宅地、南側は宅地に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、東側は宅地と畑、北側及び西側は道路、南側は宅地に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、敷地境界にはフェンス設置工事をするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。

申請地は、東側及び北側は道路、西側は境内地、西側は田に隣接していました。

現地は、既に造成されていますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (中野 和徳)

2番の太陽光発電施設の件です。

現場は、第2種農地であり、農地として良い畑が存在する地域であります。この場所から少し離れた場所には、既存の太陽光発電施設もあり、その周りには少し荒れた土地も存在しています。そういう代替地も検討されたのかを教えてください。

事務局 (岩崎 展幸)

申請に来られた際と現地調査の際に確認したところ、代替地については、近場の

3箇所を検討しましたが、整地等に費用が掛かるため、断念したとのことでありました。

委員 (中野 和徳)

企業であるから、経済的なことを考えられると思うところではありますが、今回申請された近くに広く太陽光発電施設があり、その周りに荒れた土地があることから、そちらでも良かったのではないかと感じたところであります。

事務局 (岩崎 展幸)

そこについては、現地調査の際に確認したところ、検討を行ったが断念したとのことでありました。

委員 (中野 和徳)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

もうひとつ確認ですが、太陽光発電施設については、周囲からの同意書等が必要となりますか。

事務局 (岩崎 展幸)

周囲の方から同意書が必要となります。

現地調査の際に確認したところ、周囲の方から同意書はもらっているとのことでありました。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 32 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 8、議案第 33 号 非農地証明願いについてを議題といたします。
本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また、本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。
また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。
ここで、事務局からの補足説明の申し出がありますので、これを認め、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)
補足説明をします。
番号 2 についてであります。
申出人の「〇〇 〇〇」さんが、登記簿上の所有者の「〇〇 〇〇」さんに対して、平成 17 年に行われた裁判で土地所有権移転登記手続請求が結審されたものであります。また、申請地については、20 年以上雑木や竹、雑草等に覆われており、農地に復元することは困難である土地であります。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
ただいま議題となっている本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 33 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 9、議案第 34 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
ただし、「〇〇 〇〇」推進委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第34号 令和6年農用地利用集積計画書 第8号について、説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和6年8月30日となります。

まず、計画書の1ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は2件であります。

まず、整理番号1の譲受人は、長島町で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は、同じく長島町で〇〇さんの奥さんにあたる「〇〇 〇〇」さんで、田5筆3,707㎡、畑15筆17,795㎡、山林1筆2,245㎡の計21筆、23,747㎡を果樹及び水稻の栽培を目的として、贈与による所有権移転となっております。

なお、山林の1筆については、登記簿上の地目で、現況は果樹が植栽されており現況地目は畑となっております。

また、全21筆のうち、2筆は「〇〇 〇〇」さん名義になっておりますが、その他の筆の登記名義人は「〇〇 〇〇」さんの父親名義になっていることから、手続きとしまして「〇〇 〇〇」さんへの相続登記を終えた後、「〇〇 〇〇」さんへの所有権移転登記の手続きとなります。

次に、2ページになります。

2番の譲受人は、〇〇区で担い手農家の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は、同じく〇〇区で〇〇さん父親にあたる「〇〇 〇〇」さんで、田4筆3,049㎡、畑4筆3,853㎡を、水稻及び露地野菜の耕作を目的として、贈与により親から子への所有権移転となっております。

以上、議事参与案件を除く、所有権移転2件について説明させていただきました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分を審議いたしますので、「〇〇 〇〇」推進委員は、退席を願います。

(〇〇 〇〇推進委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料は3ページで、利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、再設定が1件のみでありました。

整理番号1の借人は、〇〇区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、大阪府在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆964㎡を年間10aあたり5千円の賃借料で、5年間の賃借権設定となっております。

以上、議事参与に係る利用権設定1件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

これについて、農地バンクでの契約とならなかったのは、どうしてですか。

事務局 (川畑 幸博)

借人の「〇〇 〇〇」さんも農地バンクでの契約を希望されたところでありましたが、地権者の「〇〇 〇〇」さんが、これまで通りの基盤法での契約を希望されたため、地権者の希望に沿った形での契約となったものであります。

議長 (田嶋 輝男)

他に何か考えられますか。

事務局 (川畑 幸博)

農地バンクでの契約であれば、確実に賃借料が振り込まれるため、適当と考えるところではありますが、理解が得られていない現状にあります。また、地権者が高齢であることも要因の一つと考えられるところでもあります。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。
他に質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長 (田嶋 輝男)
次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
それでは、以上をもちまして、第14回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時46分

議事録署名日 令和 6 年 9 月 25 日

農業委員会会長 _____ 田嶋 輝男 _____

議事録署名人 _____ 馬見新 貢 _____

議事録署名人 _____ 夙無濱 俊幸 _____

書 記 _____ 下脇 一博 _____

